

業 務 委 託 特 記 仕 様 書

1 委託名称 大木戸浄水場外 6 施設除草業務委託(R8)

2 委託場所	大木戸浄水場	千葉市緑区大木戸町 1417
	土気浄水場	千葉市緑区土気町 1635-2
	大野台送水ポンプ場	千葉市緑区大野台 1-9-14
	高根給水場	千葉市若葉区高根町 881-70
	ちばリサーチパーク浄水場	千葉市若葉区上泉町 1170
	更科浄水場	千葉市若葉区更科町 1377
	平川浄水場	千葉市緑区平川町 2210

3 除草範囲	大木戸浄水場	ハンドガイド式及び肩掛式	5,400 m ²
	土気浄水場	肩掛式	1,440 m ²
	大野台送水ポンプ場	肩掛式	200 m ²
	高根給水場	肩掛式	1,900 m ²
	ちばリサーチパーク浄水場	肩掛式	850 m ²
	更科浄水場	肩掛式	750 m ²
	平川浄水場	肩掛式	1,900 m ²

※各施設の舗装の繋ぎ目等からのびている草も除草すること。

4 除草処分方法

大木戸浄水場、土気浄水場、高根給水場、ちばリサーチパーク浄水場、更科浄水場及び平川浄水場の除草後の雑草等の処分については、(株)マルトシ東金リサイクルセンター（東金市山田地先）に運搬し、処分するものとする。大野台送水ポンプ場の除草後の雑草等の処分については、(株)グリーンアース千葉キャピタルバイオマスセンター（千葉市中央区生実町地先）に運搬し、処分するものとする。その他の方法で処分を行う場合は、監督員と協議すること。

5 報告書等

- (1) 除草前・中・後の写真を撮影すること。
- (2) 処分場への搬入状況が確認できる写真を撮影すること。
- (3) 処分調書を添付すること。

6 除草時期 委託期間内に 1 回

除草する施設の順番、日程については監督員と協議をすること。

7 工期 契約締結日の翌日から令和 8 年 1 1 月 3 0 日まで

8 その他

- (1) 各施設は無人のため、作業するときは事前に連絡をすること。
- (2) 受託者は、業務遂行において第三者及び施設等に損害を与えた場合には、その損害について賠償の責を負うこと。
- (3) 不明な点は監督員と協議をすること。